

「第五次障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」
策定に関する資料

- 1 啓発・広報の充実
- 2 生活支援サービスの充実
- 3 生活環境の整備
- 4 子育て・教育の充実
- 5 就労支援・雇用の促進
- 6 保健・医療の充実
- 7 情報・コミュニケーションの推進

1 啓発・広報の充実

1 啓発活動の充実

障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者に関する理解と認識を深める必要があります。

平成16年に障害者基本法の改正で差別禁止と権利擁護が規定されましたが、障害者に対する社会的偏見や誤解のために、障害者が社会生活の様々な場面で不利益を余儀なくされている実態があります。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが人間として人格が尊重され、一般の人々と対等で主体的な生活を地域の中で過ごすことができるノーマライゼーションの社会の実現がますます必要です。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|---|-----------------|--|-----------------|
| 1 | 障害者週間行事の充実 | 12月3日～12月9日の障害者週間を中心に障害者団体等が展示や販売によりそれぞれの障害者の理解を啓発します。 | 障害者団体 障害者支援課 |
| 2 | 身体障害者補助犬への理解の促進 | 身体障害者補助犬の病院や飲食店等への同伴の理解など障害者が生活しやすい環境づくりを広報等で推進します。 | 障害者支援課 |
| 3 | 障害者マークの周知 | 補助犬マーク、オストメイトマーク、ハートプラスマーク等の周知を図り障害者への理解を推進しています。 | 障害者支援課 |

2 交流機会の拡充

まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあう機会です。

ボランティアで参加する人はもちろん、市民の参加を促し、理解と交流を促進します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|---|---------------|---|------------------|
| 4 | 福社会場（市民まつり）開催 | 地域に密着した福社会場（市民まつり）を開催し、障害者との交流を促進し、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。 | 福祉関係団体 障害者支援課 |
| 5 | 福祉バザーの開催 | 地域に密着した福祉バザーを開催し、障害者との交流を促進し、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。 | 障害者団体 |

3 広報活動の充実

在宅でいつでも容易に情報を入手できるインターネットによるお知らせの内容を充実していきます。

また、視覚障害者の方には点字による広報紙や音声による広報などをお届けします。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|---|-----------|---|-------------------|
| 6 | ホームページの活用 | 平成24年10月から市役所のホームページをリニューアルし、すべての利用者が容易に閲覧でき、視覚障害者にも優しいものとなり、今後もホームページで障害福祉情報が得られるように推進します。 | 関係各課 秘書広報課 |
| 7 | 声の広報の提供 | 朗読のボランティア団体が制作した音声による広報を提供します。 | ボランティア団体 秘書広報課 |
| 8 | 点字広報の提供 | 点訳のボランティア団体が制作した点字による広報を提供します。 | ボランティア団体 秘書広報課 |

4 福祉教育の推進

障害者福祉に関する正しい理解を深めるため、教育環境の整備や交流教育を推進します。

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の推進を図るため、共に学ぶ教育の積極的な実践、福祉教育への取り組みを推進します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|------------------|--|---------------|
| 9 | 体験学習の実施 | 障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、児童・生徒の障害者施設での体験活動を推進します。障害者の体験を児童や生徒に語る機会を設け、障害者に対する理解を深めます。 | 市内小中学校 指導課 |
| 10 | 障害者団体・特別支援学校との交流 | 学校教育の一環として、障害者や福祉に対する正しい理解と認識を醸成するため、障害者団体及び特別支援学校との交流を推進します。 | 指導課 |
| 11 | 福祉の授業 | 学校教育の一環として、障害者福祉に対する正しい理解と認識を深める福祉に関する授業を行います。 | 指導課 |

5 地域福祉の促進

障害者が地域の中で暮らしやすい環境づくりのため、地域の中に障害について理解と熱意を持った人材の育成が必要です。

支援したいという気持ちを高めてボランティア活動に従事できるような技術の向上を目指したボランティア育成や、社会福祉協議会のボランティアセンターのボランティア活動の窓口としての機能、人材の活用、活動の評価などのコーディネート機能を高めていきます。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|---------------|--|---------------------------------|
| 12 | ボランティアの育成 | 障害の特性及び必要に応じてボランティアやボランティア団体の育成に努めます。 | ボランティアセンター |
| 13 | ボランティアの啓発 | ボランティア活動の広報や相談体制を充実します。 | ボランティアセンター 障害者支援課 コミュニティ課 |
| 14 | 障害者団体の育成と活動支援 | <u>障害者団体の地域での活動を広げていくために育成支援していきます。</u> | 障害者団体 障害者支援課 |
| 15 | NPO活動の推進 | NPOとの協働・提案型事業を計画し、福祉の分野やまちづくりの分野においてNPO活動の推進を図ります。 | NPO団体 市関係各課 |

2 生活支援サービスの充実

1 相談体制の充実

障害者が地域で安心して生活できる社会を目指し、生活上のさまざまな相談支援に応じるために、相談支援体制の整備をはじめ、相談支援事業所の支援を継続します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|------------------|---|--|
| 16 | 地域自立支援協議会の活用 | 障害者総合支援法が目指す、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりと相談支援事業の効果的な実施に向け、地域において障害者を支えるネットワークの構築を図ることを目的に地域の課題等について話し合いを行います。 | 障害者支援課と 相談支援事業所との協働 |
| 17 | 障害者(児)への相談体制の充実 | 障害者(児)の包括的支援をするために、市内の地域ごとに相談支援事業所を設置し、身近な場所での障害者(児)の相談支援ができるようにしています。 | 相談支援事業所 (3箇所) 障害者支援課 児童発達センター |
| 18 | 障害者相談員の活用 | 障害者相談員を活用し、障害者の日常生活の悩みなどの相談支援を行います。 | 障害者支援課 |
| 19 | 中核地域生活支援センターとの連携 | 地域福祉の推進を図るために健康福祉センターごとに設置されている中核地域生活支援センターとの連携を図ります。 | 障害者支援課 |

2 権利擁護の推進

障害者が地域での自立を目指す中で、遭遇する不利益や権利の侵害に対応するため、事業者や学校、地域相談員などとの連携によりセーフティネット機能を高め、障害者虐待防止法を踏まえて、地域の見守り体制づくりを目指します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-----------------------------------|---|-------------------------------------|
| 20 | 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発 | 全国初の障害者の権利に関する条例の趣旨の普及・啓発に努め、障害者にやさしいまちづくりを目指します。 | 地域相談員 障害者支援課 |
| 21 | 障害者差別解消法の普及・啓発 | 平成25年6月に公布された障害者差別解消法に基づき「基本方針」「対応要領・対応指針」の整備をし、推進します。 | 障害者支援課 |
| 22 | 成年後見制度 | 障害者が地域で自立していく中で、障害により物事の判断が不十分であり、家族構成の変化で家族の支援が受けられない方の財産管理、病院や施設入所などの医療・福祉サービス利用などの障害者の権利を守る支援を推進します。 | NPO団体 社会福祉協議会 介護支援課 障害者支援課 |
| 23 | 障害者虐待防止対策 | 障害者虐待防止センターにおいて、障害者に対する虐待の早期発見、早期解決を図ります。 | 障害者支援課 (障害者虐待防止センター) |

3 文化、スポーツ活動の推進

障害者がスポーツやレクリエーション事業、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

障害者一人ひとりが日常生活や家庭生活を主体的に営むための前提となる心身の健康の維持・増進が必要です。スポーツ活動は、障害者の身体的・肉体的機能を向上させるとともに身体の活性化を促すため感情にプラスに作用し、文化活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらします。

また、スポーツや文化活動を通じて、障害者同士又は障害者と支援者等の交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-----------------------|---|------------------------|
| 23 | 各種スポーツ大会への参加促進 | 障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、各種スポーツ大会への参加を促進します。 | 障害者支援課 生涯学習課 |
| 24 | 障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進 | 誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション事業を実施します。 | 障害者支援課 生涯学習課 |
| 25 | 障害者の文化活動の推進 | 障害者の文化活動への積極的な参加を促進します。各種文化サークル活動への参加促進と理解・関心を高めていくため、情報を提供します。 | 障害者支援課 生涯学習課 公民館 |

4 在宅福祉サービスの充実

本市の障害福祉のサービス見込量等を盛り込んだ平成27年から29年度の3年間を計画期間とする第4期障害福祉計画において、障害者が地域で生活するために不可欠なサービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実にを行うため、第五次障害者計画と一体的に推進します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-------------|--|--------|
| 26 | 在宅福祉サービスの充実 | 障害者の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスやその他障害福祉サービスの充実に努めます。 | 障害者支援課 |
| 27 | 短期入所施設の整備促進 | 介護者の負担軽減のため、短期入所の施設の整備を進めます。 | 障害者支援課 |

5 居住の場の充実

誰もがその人らしく地域で暮らすことができることを基本に、障害者が地域で安心した生活できる施策を進める必要があります。障害を持った子の親亡き後の不安を解消のために、重度障害者のためのグループホームの整備と充実を図るために建設費を助成しに、家賃の補助を行い利用者の負担軽減をすると共にホーム運営の支援を進めます。

また、施設入所者が地域で自立した社会生活を営むことができるよう地域生活への移行を進めます。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|--------------|---|-------------------|
| 28 | グループホームの整備促進 | 新たなグループホーム等の整備の助成により、障害者が安心して地域生活を送ることができるようにします。 | 障害者支援課 障害者支援施設 |

3 生活環境の整備

1 道路・交通のバリアフリー化の促進

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者の移動しやすい交通対策を推進します。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）に沿った公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。

障害者が地域で生活するための基本的整備である歩道や交通のバリアフリー化を推進します。また、ユニバーサルデザインを取り入れた考え方を推進します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|--------------|--|-------------------|
| 29 | 公共交通のバリアフリー化 | 駅のエレベーター設置や、路線バス車両の低床化について、それぞれの事業者に働きかけます。 | 都市計画課 |
| 30 | 歩行空間のバリアフリー化 | 歩道の段差、傾斜、勾配の改善や点字ブロックの設置に努めます。 また、歩道幅を2メートル以上に広げ、車いすも通れるように改善を進めます。 | 道路管理課 |
| 31 | 市街地の整備 | つくばエクスプレス沿線整備事業や今後の市街地整備にあたっては、障害者が生活しやすいまちづくりを推進します。 | まちづくり推進課 建築住宅課 |

2 公共施設のバリアフリー化の促進

高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を図り、バリアフリー化を促進し、障害者の活動の範囲を広げ、生活の質を高めます。

まちづくりにあたっては、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に沿って環境を整備します。

住み慣れた地域で誰もが自分に適した暮らしができるよう、住宅改修を促進し、障害の特性に応じた住まいの確保を支援します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|--------------|--|-----------------|
| 32 | 障害者の居住施設の整備 | 障害別のニーズや保護者の高齢化に対応できるグループホームなどの居住施設の整備を支援します。 | 建築住宅課 障害者支援課 |
| 33 | 既存施設のバリアフリー化 | 既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。 階段に手すりやノンスリップの設置を促進します。 | 各関係課 |

3 防災、防犯対策の推進

災害の際に障害者が安全に避難できる情報伝達体制を図り、地域の支援体制の確立に努めます。

関係機関と連携し、地域の防犯に対する啓発活動を展開します。

防災・防犯対策においては、「流山市地域支え合い活動推進条例」に基づく地域の身近な自治会等を中心とした見守り体制が必要です。

そのため、地域の自治会を単位とした支援体制を整備します。

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-------------|--|------------------------------|
| 34 | 地域防災体制の充実 | 自治会等による防災訓練に当事者自らの参加を積極的に推進します。 災害時の障害者に対する情報提供を速やかに行います。 | コミュニティ課 防災危機管理課 障害者支援課 |
| 35 | 災害時の支援体制の整備 | 家族や身近な支援者の協力により障害者が災害に遭遇した時の避難体制を整備します。 | 社会福祉課 |
| 36 | 地域防犯体制の推進 | 自治会等による地域での防犯パトロールに当事者自らの参加を積極的に推進します。 | コミュニティ課 |

4 子育て・教育の充実

1 保育・就学前教育の充実

成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等の効果があることから、早期療育・指導相談体制の推進、療育支援体制の充実、幼稚園・保育所等への訪問や交流の推進など、保育・就学前教育の充実を図ります。

障害を早期に発見し、保護者が適切な療育を受けられるような体制の整備に努めます。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-------------------|---|---|
| 37 | 障害児通所施設「つばさ学園」の充実 | 障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図るため、医療と福祉及び教育との連携を図りながら、通所・療育相談・外来療育・ <u>保育所等訪問</u> ・地域支援等専門的支援体制で支援を行います。 | 障害者支援課 <u>児童発達支援センター</u> |
| 38 | 幼児ことばの相談室の充実 | ことばの相談、訓練等、種別・程度に応じた適切な指導を行います。 | 障害者支援課 <u>児童発達支援センター</u> |
| 39 | 健常児との交流事業の推進 | 幼稚園、保育所において、健常児との統合保育や交流事業を推進し、適正な就学前教育を受けることができる体制を整備します。 | 障害者支援課 保育課 学校教育課 <u>児童発達支援センター</u> |
| 40 | 療育相談の充実 | 早期発見、早期療育を基本に、心身の発達や成長に不安のある児童に対し、専門的、かつ総合的な相談により、一貫性のある療育支援を行います。 | 障害者支援課 <u>児童発達支援センター</u> |

2 学校教育の充実

障害の状態を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が求められています。特別支援教育の内容の充実、サポート体制の充実を図ると共に障害のない子と交流できるような教育を推進します。

障害のある児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行なう体制と施設整備に充実に努めます。

特別支援教育機関との連携協力を促進するとともに、研修・研究の機会を拡充し、教職員の資質の向上に努めます。

教育・療育施設においては、障害の有無に関わらず様々な人々が、適切なサービスが受けられ、また、利用する公共的施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-------------------------|---|-----------------|
| 41 | 特別支援教育 関連事業の整備 | 障害の状態を踏まえ、一人ひとりの特別のニーズに応じたきめ細かな指導により、障害を持つ児童・生徒に対して的確な教育・相談・指導を行う体制と特別支援教室等の施設を整備します。 | 指導課 |
| 42 | 交流教育の 充実 | 障害者への理解を促進するため、交流教育を進めます。 | 指導課 |
| 43 | 発達障害等の 教育的支援 | 学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等の特別な支援が必要な児童や生徒に適切な教育支援ができる人材の確保に努めます。 | 指導課 |
| 44 | 建物の耐震補 強・バリアフ リー化 | 教育・療育施設の耐震補強やバリアフリー化を推進します。 | 教育総務課 障害者支援課 |

5 就労支援・雇用の促進

1 就労支援から雇用へ

自立を促進するため、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。

市では、就労支援センターを設置し障害者の就労に積極的に取り組んでいます。また、障害者が継続して就労できるように就職後も支援を行い障害者の雇用の定着を図ります。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-------------|---|------------------------|
| 45 | 就労施設利用者の支援 | 就労移行支援及び就労継続支援を受ける施設利用者の利用者負担の助成と障害者支援施設に通所している障害者の交通費の助成を行います。 | 障害者支援課 |
| 46 | 就労継続支援施設の整備 | 就労継続支援B型施設の充実を進めます。また、就労継続支援A型施設の整備に努めます。 | 障害者支援課 |
| 47 | 就労支援センターの充実 | 職業準備訓練・就労支援・職場定着支援・就労相談など障害者の自立を進めます。 | 障害者支援課 |
| 48 | 就労・雇用機会の充実 | 市役所をはじめ企業の就労・雇用機会の拡充に努めます。 また、職場実習の受け入れ企業の拡充を図り、雇用の定着に努めます。 | 人材育成課 障害者支援課 商工課 |
| 49 | 物品調達への推進 | 「障害者優先調達推進法」に基づき障害者福祉施設からの物品および役務を調達する推進することで、障害者の雇用の確保、工賃の向上に努めます。 | 障害者支援課 |

6 保健・医療の充実

1 健康づくりの推進

流山市では、平成19年1月に「健康都市流山市」の宣言を行い、世界保健機関（WHO）が進めている健康都市プログラムに参加し、従来のように保健・医療分野だけで個人ごとの健康を図るのではなく、生活環境や地域社会での市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進するために、様々な分野で施策を進めています。

疾病の予防、早期発見や早期治療を目的とした健康づくりを推進するため、母子保健・成人保健・精神保健対策の充実及び関係機関との連携を図ります

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-------------|---|--------|
| 50 | 障害者の検診体制の充実 | 障害に配慮した利用しやすい検診や健康相談、健康教育などの工夫をします。 | 健康増進課 |
| 51 | 医療福祉サービスの充実 | 法に基づく自立支援医療や重度障害者医療費の助成など制度の変化に合わせて充実します。 | 障害者支援課 |

7 情報・コミュニケーションの推進

1 情報バリアフリー化の推進

障害者に配慮したIT（情報通信技術）利用を支援し、情報のバリアフリー化を推進します。視覚障害者用音声読取装置やパソコンの周辺機器等の助成をします。

ITの進展により、障害者の状態に応じた活用の促を図り、情報提供の充実を図ります。

障害者の状態に応じた情報活用能力の向上のため、研修・講習会を開催します。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|----------------|--|----------------------------|
| 52 | IT利用の推進 | 障害者のためのパソコン講習会を開催します。 | 障害者支援課 |
| 53 | IT関連の日常生活用具の給付 | パソコンの周辺機器や専用ソフトのITに関わる日常生活用具を給付します。 | 障害者支援課 |
| 54 | ITによる情報提供 | 防災情報など重要な情報提供は、点字やSPコード(音声コード)などコミュニケーションに障害のある人に配慮した情報提供を推進します。 | 障害者支援課 秘書広報課 行政改革推進課 |

2 コミュニケーションの充実

視覚障害者や聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、日常生活の基本であるコミュニケーションが相互にできるよう支援体制の充実を図ります。

施策の展開

| | 事業名 | 事業内容と目標 | 実施主体 |
|----|-----------------|--|---------------|
| 55 | 手話通訳奉仕者の養成 | 支援を必要とする聴覚障害者のニーズに応えるため、手話通訳のできる人材を養成します。 | 障害者支援課 |
| 56 | 要約筆記奉仕員の養成 | 支援を必要とする中途失聴者のニーズに応えるため、要約筆記のできる人材を養成します。 | 障害者支援課 |
| 57 | 手話・要約筆記の普及 | 聴覚障害者の理解や交流を深めるため、手話・要約筆記の講座を開催し普及に努めます。 | 障害者支援課 |
| 58 | <u>手話奉仕者の設置</u> | <u>障害者支援課内に手話奉仕者を設置し、聴覚障害者とのコミュニケーションの充実に努めます。</u> | <u>障害者支援課</u> |